上島町議会からの塵芥収集運搬処理業務委託に係る提言（回答）

●契約形態の是正について

随意契約による業務委託はやめるべきである。

①塵芥収集運搬処理業務は、予定価格の金額からみても地方自治法第234条第2項に規定する随意契約事案に該当しないと考える。町が平成20年以降、随意契約の根拠としている地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号は、随意契約ありきの後付けの理由であり、客観的にも法的にも妥当性に欠けると考える。

②法定金額を超える随意契約事業につき自動更新を常態化させることは、特定の事業者への利益供与となりかねず、公平・公正かつ事業者への機会均等の観点からも適切ではないと考える。

回　答

ご指摘のとおり、契約金額の大きさからも随意契約は不適切であり、この業務については、公募による競争性のある複数社の見積り方式に切り替えます。また、契約内容からは自動更新や長期継続契約はあり得ないと判断していますので、次年度からは単年度契約に切り替えます。

●適正価格の設定について

①設計単価の見直しを図ること。

当初の委託金額は旧町時代の担当課で積算設計しており、合併後もそのまま踏襲されてきた。社会通念上からみても、改めて精査が必要である。

・労務単価の見直し

・労務内容並びに従事者人数の見直し

・福利厚生費支給の妥当性

②収集車は町有とし、業者からの車両借り上げは行わない。

回　答

設計内容については、現場作業内容の精査や他自治体も参考にしながら、実働時間や難易度、熟練性など妥当な労務単価、労務内容、従事者人数等の見直しを図り、作業時数の見直しを行います。また、現在委託している処理業務について、直営との比較を行い、切り替えについても検討します。

なお、福利厚生費の保険料等は、他市町の事例にもあり、労働条件の法遵守の立場からも規定の率で対応します。また、パッカー車及びダンプトラックについては、発注条件を同一にするためにも町有とし、貸与で対応します。

●契約方法の見直しと関係規定の整備をすること。

①自治法234条の規定、および同施行令第167条2の1号にもとづく限度額を超える契約は入札方式とすること。

回　答

地方自治法第234条、同法施行令第167条の2第1項第1号及び上島町財務規則第106条の規定の限度額を超える契約については、原則競争入札とします。ただし、保守点検、修繕等の特殊な契約については、随意契約も残します。

②資格審査基準の明確化を図ること。

回　答

入札参加願及び募集要項等の資格審査基準を簡素化、明確化します。

③業者選定基準を公表し、透明性を確保すること。

回　答

上島町指名業者等選定委員会規則の規定に基づき業者選定基準を明確にし、透明性を図ります。

④見積徴収についても複数社で実施することを標準とする。

回　答

見積徴収については、複数社原則3社以上とし、競争性・公正性を確保します。

⑤高額契約については議会の承認を受ける体制をとること。

回　答

議会承認については、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号、同法施行令第121条の2の規定に基づき上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例を制定して、現在でも議会の承認を得ております。

⑥高額事業の長期自動契約更新は基本的にしないこと。

回　答

高額事業の自動更新契約については、不適切なので現在では行っておりません。また、高額事業の長期継続契約については、原則単年度契約とします。

⑦最低価格を設定すること。

回　答

最低制限価格については、地方自治法施行令第167条の10第2項及び上島町財務規則第95条の規定に基づいて、適正に対処します。

●上島クリーンセンターの管理委託（保守点検）および施設（焼却炉等）の修理については、決算時に工事明細の報告を求める。

回　答

管理委託（保守点検）および施設（焼却炉等）の修理（補修工事含む）については、決算時に工事内容（見積内容、施工実績、検査報告書等）を報告します。

上島町議会からの職員の守秘義務違反についての提言（回答）

生名地区塵芥収集運搬業務内容報告に関し、職員の守秘義務違反に相当すると思われる行為があった。令和2年4月28日に住民からのクレーム対応をしたものであるが、当該報告書のコピーが「実報」に添付される前から、一部住民に出回っていたとの情報がある。

このようなことは、以前から日常的に見受けられ、上島町を混乱させるとともに、職員全体の質が問われることになる。ついては、地方公務員法第34条を基に現状を把握し対策を求める。

回　答

上島町職員の地方公務員の服務の徹底につきましては、かねてから真剣に取り組んでまいりました。本年度におきましても、4月及び6月に『地方公務員の服務』の再認識・徹底を図るべく、職員への周知を行っているところでございます。

しかしながら、今回の提言にございますように、情報の漏洩について、議会から疑念を持たれるような事案が発生したことは、誠に遺憾であります。

地方公務員は、提言にございます地方公務員法第34条（秘密を守る義務）だけではなく、地方公務員法に規定されております『服務』における義務、制限事項、禁止事項を遵守しつつ、全体の奉仕者として公共の利益のために職務の遂行に当たらなければなりません。

今回の提言を真摯に受け止めますとともに、今後、このような疑念を持たれることのないよう、職員の指導・監督に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

上島町長　宮脇　馨

令和２年国勢調査の実施について

５年に１度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」を、令和２年10月１日現在で実施します。

「日本に住む人や世帯」について調査することで、生活環境の改善や防災計画など、わたしたちの生活に欠かせない様々な施策に役立てられる大切な調査です。

９月頃から町内全世帯に調査員が訪問して調査票を配布します。便利なインターネット回答も可能です。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

●問い合わせ　企画情報課　☎77-2500

健康推進課　移転のお知らせ

9月1日（火）から、生名保健センターと弓削保健センターの職員が、生名総合支所に移転します。

≪新住所≫

〒794-2550　上島町生名621番地1
（生名総合支所１階）

≪新電話番号≫

健康推進課　健康推進係　☎74-0911
包括支援センター　☎76-2261
居宅介護支援事業所　☎74-0921
高齢者介護係　☎76-3000
（生名総合支所代表電話）

※ 弓削保健センターの電話番号は廃止。
岩城保健センターは変更ありません。

～アイヌの方々から様々なご相談をお受けします～

相談専用電話

フリーダイヤル 0120-771-208

受付　月曜日～金曜日
（※祝日、12/29－1/3を除く）
時間　午前9時～午後5時
●相談無料　●匿名可　●秘密厳守

公益財団法人　人権教育啓発推進センター

〒105-0012
東京都港区芝大門2-10-12　KDX 芝大門ビル 4階
◆本相談事業は、（公財）人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。